

各支給認定保護者の皆様

学校法人和光学園
公私連携幼保連携型認定こども園みのり園長

令和7年度における支給型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について
令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について下記の「年齢別の公定価格の額」により算出した額となります。月の中途に入退園した場合は日割り計算が必要です。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

- 《参考》
- 「法定代理受領」の通知の法的位置付け
- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
 - 「湧別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第3号)」第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育事業施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、この度、令和7年度の実績をご報告するものです。(あくまで、実績を報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。)

記

1 月ごとの年齢別の公定価格の額(児童1人当たり)

	教育認定子ども			保育標準時間認定				保育短時間認定			
	満3歳児	3歳児	4歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
4月	188,858円	188,858円	168,348円	249,060円	150,300円	98,580円	78,960円	241,700円	142,940円	91,220円	71,560円
5月	188,858円	188,858円	168,348円	249,040円	150,280円	98,560円	78,940円	241,680円	142,920円	91,200円	71,540円
6月	188,858円	188,858円	168,348円	248,990円	150,230円	98,510円	78,890円	241,630円	142,870円	91,150円	71,490円
7月	188,858円	188,858円	168,348円	249,010円	150,250円	98,530円	78,910円	241,650円	142,890円	91,170円	71,510円
8月	180,828円	180,828円	160,318円	248,980円	150,220円	90,470円	70,850円	241,620円	142,860円	83,110円	63,450円
9月	180,828円	180,828円	160,318円	248,930円	150,170円	90,420円	70,800円	241,570円	142,810円	83,060円	63,400円
10月	180,828円	180,828円	160,318円	248,920円	150,160円	90,410円	70,790円	241,560円	142,800円	83,050円	63,390円
11月	180,828円	180,828円	160,318円	248,930円	150,170円	90,420円	70,800円	241,570円	142,810円	83,060円	63,400円
12月	180,828円	180,828円	160,318円	248,930円	150,170円	90,420円	70,800円	241,570円	142,810円	83,060円	63,400円
1月	190,828円	190,828円	170,318円	249,460円	150,700円	90,950円	71,330円	242,100円	143,340円	83,590円	63,930円
2月	180,828円	180,828円	160,318円	248,920円	150,160円	90,410円	70,790円	241,560円	142,800円	83,050円	63,390円
3月	185,488円	185,488円	164,978円	253,580円	154,820円	95,070円	75,450円	246,220円	147,460円	87,710円	68,050円

注 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の中途に入退所(園)した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。